

令和6年度教職員住宅（借受住宅を除く）入居者選考方針

1 目的

離島・へき地への人事異動等に伴い、教職員住宅に入居を希望する者の選考に際し、入居優先度を決定するため次のような基準等を定める。

2 選考基準及び優先度

選考基準は下記のとおりとし、各基準に設定された配点の合計が多い順に優先度を決定する。ただし、選考委員会が特に必要と定めた場合はこの限りではない。

- ・基準① 入居形態
世帯である（5点）
単身である（0点）

- ・基準② 家計状況
世帯で入居申請者のみ県職員である（10点）
配偶者も県職員等である（0点）
単身者である（5点）

- ・基準③ 同居人数
一人につき5点を配点する。

- ・基準④ 管理職区分
なし

- ・基準⑤ 収入基準
300万円未満（30点）
300万円～400万円未満（25点）
400万円～500万円未満（20点）
500万円～600万円未満（15点）
600万円～700万円未満（10点）
700万円～800万円未満（5点）
800万円以上（0点）

- ・基準⑥ 距離区分
前住所地からの距離を配点表から配点する。
ただし、石垣市、与那国町の住所地には本島との均衡を図る観点から10点を加算する。

- ・基準⑦ 単身基準
単身赴任である（5点）
単身赴任でない（0点）

3 部屋の割当手順及び方法

- (1) 入居形態が世帯である入居希望者を、対象とする部屋（世帯用、両用）へ、優先順位の高い順に配置する。
- (2) 単身者を優先順位の高い入居希望者から順次配置する。
- (3) 配置からもれた入居希望者については、入居補欠者とする。